


報告第1号

専決処分の報告について（第1号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年3月4日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由


人身事故に係る和解が成立し、損害賠償の額の決定について専決処分したことから、報告するものです。

専決第1号

専決処分書

人身事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月1日

つくばみらい市長 小田川 浩 

- 1 事故発生日時 令和3年11月11日、午後2時25分頃
- 2 事故発生場所 つくばみらい市陽光台3丁目11番地4付近
- 3 和解の相手方
- 4 事故の概要 市職員がシャトル便を運転中、左前方に停車中の車の陰から人が飛び出して来ると思いブレーキを踏んだところ、乗車していた被害者が反動で左膝を打ち、けがを負わせた。
- 5 損害賠償額 75,864円
- 6 市の過失割合 100%